

CONTENT



1. 小児外傷の現状

2. 事故予防の方法論

「変えられるものを変える」

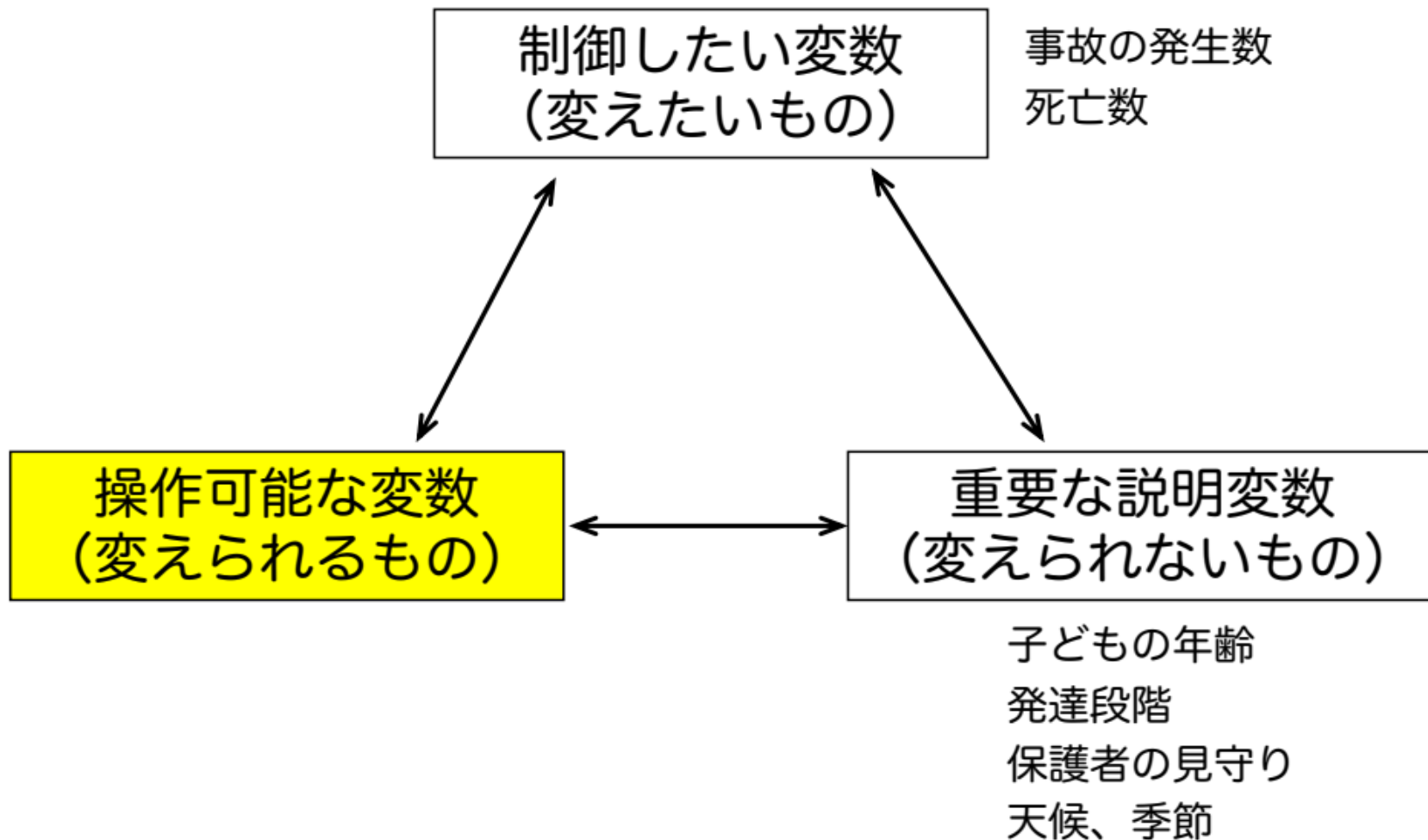
3. 現場でできること

「事故予防と発生時の対処」

A young child is running away from the camera on a sandy beach. The child is wearing a white sleeveless dress over a dark blue skirt, a patterned hat with a wide brim, and dark sneakers. The background shows a vast expanse of sand and some sparse green vegetation in the distance. The lighting is bright, suggesting a sunny day.

衝動的
予想不能

事故予防のための制御理論



変えられるものを変える

Enforcement 法律・基準

Environment 環境改善

Education 教育

特定教育・保育施設及び 特定地域型保育事業の運営に関する基準

(平成26年内閣府令第39号)

第1章 総則

第3条 (一般原則)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、**全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す**ものでなければならない。

第2章

特定教育・保育施設の運営に関する基準

第5条（内容及び手続の**説明**及び**同意**）

特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定 **保護者**（以下「利用申込者」という。）に対して、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して**説明**を行い、当該提供の開始について利用申込者の**同意**を得なければならない。

第20条（運営規程）

特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営 についての重要事項に関する規程（第23条において

「**運営規程**」という）を定めておかなければならない。

- （1） 施設の目的及び運営の方針
- （2） 提供する特定教育・保育の内容
- （3） 職員の職種、員数及び職務の内容
- （4）～（7） 略
- （8） **緊急時等**における対応方法
- （9） **非常災害対策**
- （10） 虐待の防止のための措置に関する事項
- （11） その他、特定教育・保育施設の運営に関する
重要事項

第32条（事故発生の防止及び発生時の対応）

特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) **事故が発生した場合の対応**、次号に規定する報告の方法等が記載された**事故発生の防止のための指針を整備**すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと

教育・保育施設等における事故防止及び 事故発生時の対応のためのガイドライン

(厚生労働省：平成28年3月)

- 事故防止のための取組み～施設・事業者向け～
 - ・ 重大事故が発生しやすい場面（**睡眠中**、**プール活動**・**水遊び**、**食事中**）ごとの注意事項
 - ・ 事故防止のための研修等による体制づくり
 - ・ マニュアル、記録の整備
- 事故防止のための取組み～地方自治体向け～
 - ・ 地方自治体、施設・事業者との連携体制の整備
 - ・ 施設・事業者に対する研修や指導監査等の実施
- 事故発生時の対応～施設・事業者、地方自治体共通～
 - ・ 事故発生時の段階的な対応（事故発生直後、事故後以降、状況の記録、保護者等への対応、報道機関への対応、国への事故報告、検証の実施）

保育所保育指針

(平成29年3月改定、平成30年4月施行)

第3章 健康及び安全

3 環境及び衛生管理並びに安全管理

(2) 事故防止及び安全対策

- ア 保育中の事故防止のために子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の**安全点検**に努め、安全対策のために**全職員の共通理解や体制づくり**を図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に**安全指導**を行うこと。
- イ 事故防止の取組を行う際には、特に**睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中**等の場面では、重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、**必要な対策を講じること**。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

(平成29年3月改定、平成30年4月施行)

第3章 健康及び安全

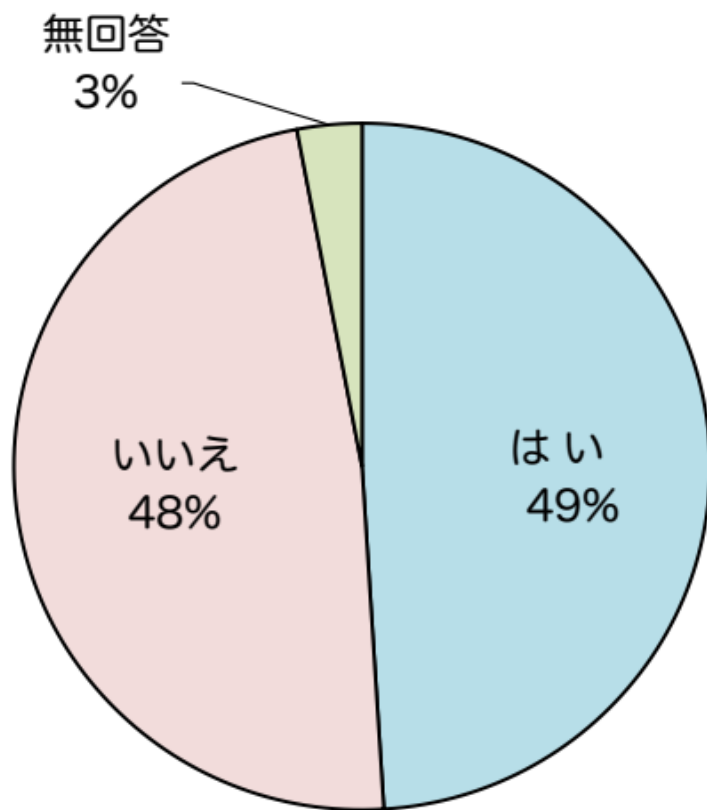
第3 環境及び衛生管理並びに安全管理

2 事故防止及び安全対策

- 1 在園時の事故防止のために、園児の心身の状態等を踏まえつつ、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第27条の学校安全計画の策定等を通じ、**全職員の共通理解や体制づくり**を図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に**安全指導**を行うこと。
- 2 事故防止の取組を行う際には、特に**睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中**等の場面では、重大事故が発生しやすいことを踏まえ、園児の主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、**必要な対策を講じること。**

保育施設のマニュアルの作成状況

事故予防のマニュアルを整備していますか？



左で「はい」と答えた施設が整備している事故予防関連マニュアルの内容

- *園内外の場所
- *年齢
- *行事
- *園庭遊び
- *園外保育
- *プール指導
- *雪遊び
- *遊具・玩具の点検
- *沐浴
- *睡眠（SDIS）
- *誤嚥・窒息
- *嘔吐
- *食中毒
- *感染症
- *主なケガ
- *投薬
- *アレルギー
- *緊急連絡体制
- *医療機関の受診
- *給食室の衛生管理
- *保育中の安全管理
- *冷凍母乳の管理
- *送迎車両の安全
- *不審者侵入
- *火災等の災害
- *虐待
- *障害児への注意
- *熱中症

マニュアル（参考例）



内閣府HP <https://www.cao.go.jp>



大阪市HP <https://www.city.osaka.lg.jp>

変えられるものを変える

Enforcement 法律・基準

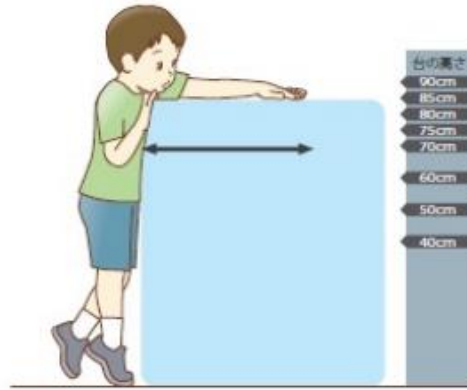
Environment 環境改善

Education 教育

手の届く場所とは？

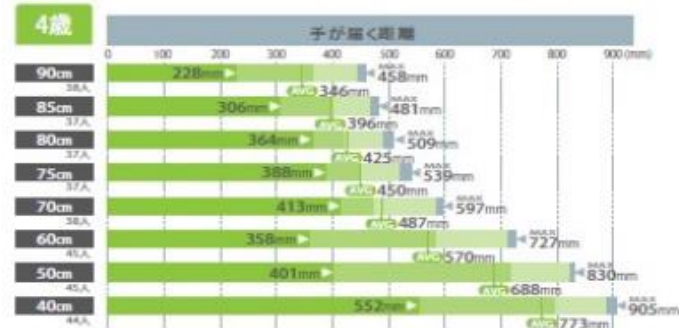
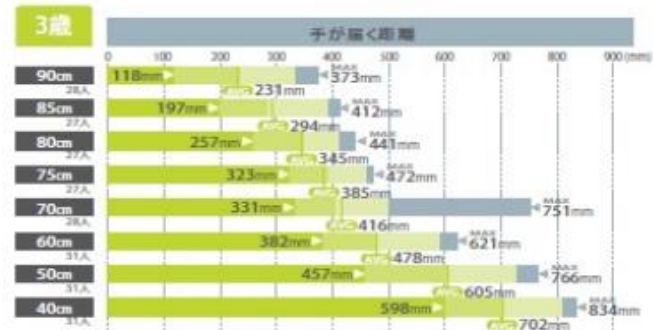
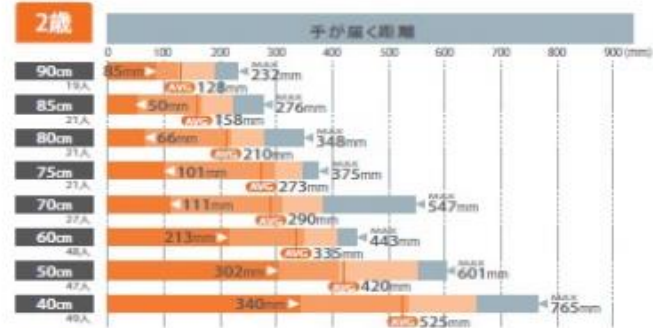
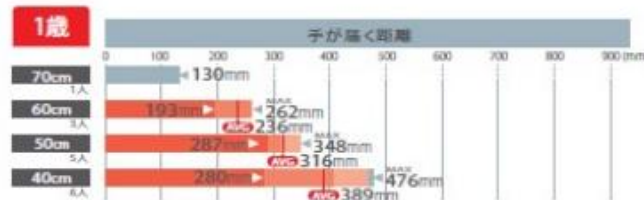
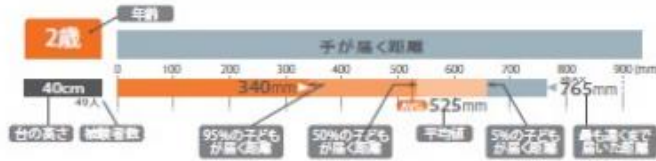


手の届かない距離を検証



台上の手が届く水平距離(mm)

グラフのよみかた

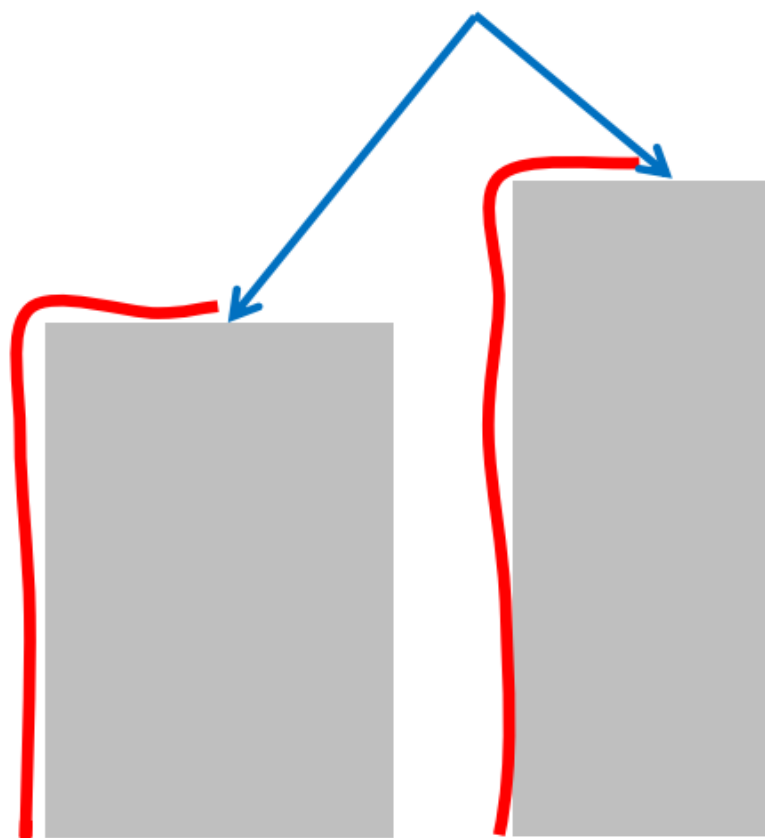


「手の届かない場所」の実践

このあたりに
シールを貼る

年齢別の範囲

1歳	90cm
2歳	110cm
3歳	120cm
4歳	130cm
5歳	140cm



「手の届かない場所」の実践

年齢別の範囲

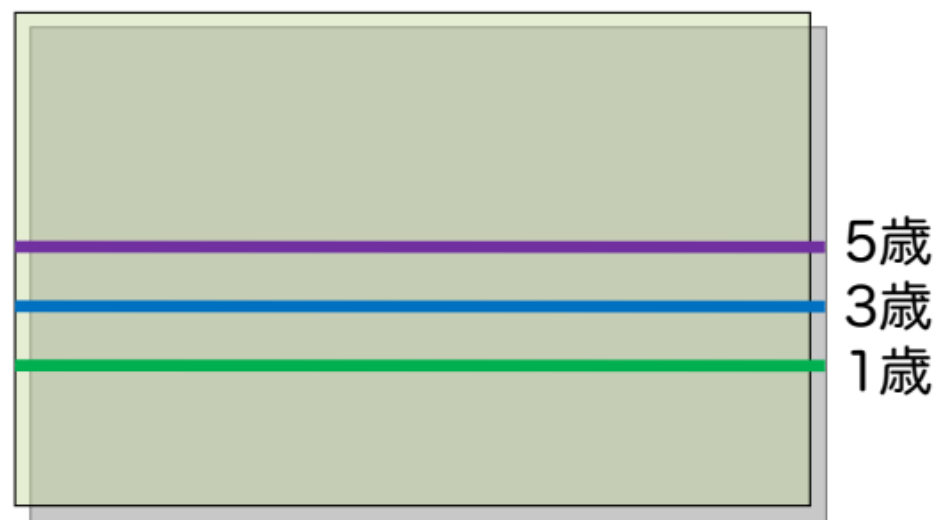
1歳 90cm

2歳 110cm

3歳 120cm

4歳 130cm

5歳 140cm



安全な製品



倒れてもお湯が漏れない



蒸気のでない炊飯器



曲がる歯ブラシ



誤嚥しても呼吸ができる



チェックシート

(一財) 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構 <https://youchien.com>

事故対策編

安全対策チェックシート

園舎内		点検日	点検者	評価：○ 異常なし × 不良	
区分	点検内容		評価	異常の内容・措置	
窓、出入口	窓・窓ガラス、出入口の戸に損傷はないか				
	窓・窓ガラス、出入口の戸は外れやすくなっていないか				
	引き戸、扉の開閉はスムーズか（レール、蝶番等に損傷はないか）				
	カギ締めりはきちんとできるか				
	カーテン（暗幕）の破損はないか				
	防護柵はしっかり固定されているか				
ベランダ・バルコニー	防護柵・手すりの高さは適当か				
	防護柵に破損・腐蝕はないか				
	防護柵はしっかり固定されているか				
	付近に踏み台となるような机・椅子等が置いてないか				
	緊急避難時に障害となるものはないか				

発達・発育を知る

	誕生	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	12か月	13か月	1歳半	2歳	3歳	3~5歳
運動機能の発達		● 足をバタバタさせ ● 体を動かす		● 見たものに手を触れ出す ● 口の中にもものを入れる	● 寝返りを打つ	● 座る	● はう	● ものをかむ	● 家内につかまり立ちする		● 一人歩き始める	● スイッチ、ノブ、ダイヤルをいじる	● 走る、登る	● 階段を上り下りする	● 高いところへ登れる	
誤飲・窒息	● 多くのやまづか ● 窒息		● 何でも口に入れる	誤飲・窒息										● バネはさみ		
水の事故				● 入浴時の事故				● 浴槽への転落事故					浴槽溺水			
やけど	● 熱いミルク、熱い風呂		● ホット、食卓、アイロン	熱傷												
転落・転倒	● 親が子どもを落とす	転落										転倒・転落				
外傷事故				● 床にある鋭いもの	● 鋭い角のあるおもちゃ、壊れたおもちゃ			● 鋭い角の家具、建具、はさみ、カッターなどのいたずら			● 鋭いディンプルの角、ドアのガラス、ドアに手をはさむ、引き出しの角にぶつかると			● 屋外の石など		
交通事故	チャイルドシート不着用															

高齢者は
できていたことが
できなくなっ事故が起こる


子どもは
できなかったことが
できるようになっ事故が起こる

そして
世の製品のほとんどが
健常な成人のために作られている


Injury Alert (傷害速報)

[HOME](#) > [一般の皆さまへ](#) > Injury Alert (傷害速報)

▶ 一般の皆さまへ TOP

▶ こどもの救急 

▶ Injury Alert (傷害速報)

▶ こどもの健康週間 

▶ 市民公開フォーラムなど

▶ 予防接種・感染症

▶ 乳幼児揺さぶられ症候群防止パンフレット

Injury Alert (傷害速報)

日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会
委員長 田中 英高

医療現場では毎日、傷害を受けた子どもたちの診療を行っています。小児科医は、「こんな事故が起こるのか」とびっくりする事例に遭遇していますが、それらは単発で症例報告されることもほとんどありません。その情報がないため予防策にはつながらず、漫然と同じ傷害が起こっています。重症度が高い傷害を繰り返さないためには、発生状況を詳細に記録することが不可欠です。

そこで、こどもの生活環境改善委員会では、2008年に日本小児科学会雑誌と学会ホームページに「Injury Alert (傷害速報)」の項目を設けました。また、2011年からは学会ホームページに「類似事例」の掲載を開始しました。

この速報は症例報告ではありません。傷害の事実のみをできる限り正確に記載しました。また、当委員会の「傷害速報」担当が簡単なコメントを記載しています。日本小児科学会へはこれまで多数の投稿をいただき、学会誌とホームページ上へ継続して掲載しております。

今後も子どもたちの傷害を予防するため、小児科医には貴重な症例を報告する責務があると考えています。

なお、会員の皆様におかれましては、傷害速報・類似事例への投稿をお願い申し上げます。[会員専用ページ](#)からご投稿ください。皆様のご協力をお願い致します。

傷害の種類

原因対象物

発生場所

<http://www.jpeds.or.jp/modules/injuryalert/>